

○宇城広域連合非常勤職員の任用、報酬、勤務時間その他の勤務条件に関する規程

平成19年4月1日 宇城広域連合訓令第6号
改正 平成19年9月7日 宇城広域連合訓令第51号
改正 平成20年3月28日 宇城広域連合訓令第1号
改正 平成21年3月31日 宇城広域連合訓令第1号

(目的)

第1条 この規程は、宇城広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成19年宇城広域連合条例第17号。以下「勤務時間条例」という。）第18条に規定する臨時又は非常勤の職員（以下「非常勤職員」という。）の任用、報酬、勤務時間その他の勤務条件に関し必要な事項を定め、人事管理の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「非常勤職員」とは、常勤職員の1週間当たりの勤務時間の4分の3を超えない範囲内で勤務時間が定められ任用される職員をいう。

(対象業務)

第3条 非常勤職員の任用の対象となる業務は、業務の性質上、勤務時間条例第3条第1項に規定する週休日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日以外に、連続して業務が休止する業務又は常勤職員の勤務時間の4分の3以内の勤務時間において処理できる業務に限り任用できるものとする。

(任用)

第4条 事務局長は、非常勤職員の任用を必要とするときは、非常勤職員任用伺書（様式第1号）により広域連合長の決裁を受けなければならない。

2 非常勤職員の任用は、競争試験又は選考により行う。

3 任用発令においては、非常勤職員任用通知書（様式第2号）により、任用予定期間、業務内容及び勤務場所、勤務時間及び勤務日の割振り、休暇の付与及び報酬額その他必要とする任用条件を明示するとともに、任用される者の承諾書（様式第3号）を徴するものとする。

(雇用期間)

第5条 非常勤職員の任用期間は、12月を超えない範囲内で必要な期間とする。ただし、特に必要と認める場合は、更新することができる。

2 任用の連続は、最高4回までとする。ただし、その後改めて同一人物を任用しようとする場合は、1年の期間は雇用できないものとする。

3 別表第1中議会・特殊行政補助の非常勤職員については、前2項の規定を適用しない。

(解雇)

第6条 広域連合長は、非常勤職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを解雇することができる。

- (1) 勤務成績が良くない場合
- (2) 心身の故障のため、勤務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- (4) 公務員としてふさわしくない非行があった場合
- (5) 業務の改廃等により過員を生じた場合

(分限)

第7条 非常勤職員の分限は、宇城広域連合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成19年宇城広域連合条例第12号）による。

(懲戒)

第8条 非常勤職員の懲戒は、宇城広域連合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（平成19年宇城広域連合条例第13号）による。

(解雇の予告)

第9条 非常勤職員を解雇する場合は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条の規定により解雇の予告を行うものとする。

(勤務の割振り等)

第10条 非常勤職員の勤務日及び勤務時間の割振りは、事務局長が行うものとする。

- 2 第4条により任用された職員の勤務時間は、原則として週29時間を超えない範囲内で、勤務の割振りを行うものとする。

(勤務時間等の変更)

第11条 事務局長は、非常勤職員について公務のため特に必要があると認めるときは、割り振られた勤務時間又は勤務日を割り振られた勤務時間又は勤務日以外に変更して勤務させることができる。

(勤務の記録)

第12条 事務局長は、出勤簿等により非常勤職員の勤務の実績について記録しておかなければならない。

(報酬額)

第13条 非常勤職員の報酬額は、別表第1のとおりとする。

- 2 報酬の支給は、その月分を翌月10日までに支給する。

(報酬の減額)

第14条 非常勤職員が勤務しないときは、その勤務しない1時間につき労働基準法施行規則

第4編 人事 (宇城広域連合非常勤職員の任用、報酬、勤務時間その他の勤務条件に関する規程)

(昭和22年厚生省令第23号) 第19条各号に掲げる1時間当たりの賃金額の算出方法により算出した1時間当たりの額を減額して支給する。ただし、第16条第1項に規定する有給休暇として勤務しない時間を除く。

(費用弁償)

第15条 非常勤職員が公務出張したときは、宇城広域連合職員等の旅費に関する条例(平成19年宇城広域連合条例第24号)により算出した費用を弁償する。

(休暇)

第16条 年次有給休暇の付与日数は、任用形態に応じ、広域連合長が別に定める。

2 非常勤職員に、別表第2に限定する無給休暇を与える。

3 第1項に規定するもののほか、必要やむを得ないと認められる場合においては、無給休暇を与えることができる。

(社会保険)

第17条 非常勤職員で社会保険(健康保険、厚生年金保険及び雇用保険)の被保険者の資格を有するものについては、当該保険に加入させることができる。

(秘密を守る義務)

第18条 非常勤職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(公務災害補償)

第19条 非常勤職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、熊本県議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年熊本県条例第43号)及び労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に定めるところによる。

(その他)

第20条 この規程の施行に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年宇城広域連合訓令第51号)

この訓令は、平成19年9月7日から施行する。

附 則 (平成20年3月28日宇城広域連合訓令第1号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月31日宇城広域連合訓令第1号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

別表第1 (第13条関係)

職務分類	報酬	
	日額	時給
事務補助	5,190円	865円
介護福祉補助	6,060円	1,010円
議会・特殊行政補助	7,740円	1,290円
火葬場補助	6,060円	1,010円
一般廃棄物処理施設補助	5,430円	905円

別表第2 (第16条関係)

事由	期間
非常勤職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合	必要と認められる期間
非常勤職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間
女性の非常勤職員が6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)以内に出産する予定である場合	出産の日までの請求した期間
女性の非常勤職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間(産後6週間を経過した女性の非常勤職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。)
女性の非常勤職員が生後満1年に達しない生児を育てる場合	1日2回各々30分
女性の非常勤職員が生理日の就業が著しく困難である場合	請求した日から2日以内において必要と認められる期間

様式第1号 (第4条関係)

広域連合長	事務局長	係 長	係	
非 常 勤 職 員 任 用 伺 書				
年 月 日				
宇城広域連合長		様		
				事務局長 ⑩
宇城広域連合非常勤職員の任用、報酬、勤務時間その他の勤務条件に関する規程第4条の規定により、下記のとおり非常勤職員を任用願いたく伺います。				
記				
1	非常勤任用の根拠			
2	任用形態			
3	任用を必要とする理由			
4	業務内容	業務名		
		業務量		
		処理日数	週 日 (又は)	
		その他参考		
5	任用人員		人	
6	勤務箇所		係 ()	
7	任用期間		年 月 日から 年 月 日まで	
8	勤務時間		午前 時 分から 午後 時 分まで (時間 分勤務)	
9	添付書類		履歴書・資格証明書・その他 ()	
10	支出予算費用		(項) (目) (予算額) 円	
11	その他参考事項			
広記 域 連 入 合 長 欄	任用される者の 氏名及び報酬	氏 名	単 位	報 酬
			額	円
			額	円
			額	円

様式第2号 (第4条関係)

(週4分の3時間勤務職員)

非常勤職員任用通知書

年 月 日

様

宇城広域連合長

印

あなたを、宇城広域連合非常勤職員の任用、報酬、勤務時間その他の勤務条件に関する規程第4条の規定により下記の勤務条件等を付して、非常勤職員に任用します。

記

- 1 職 名 非常勤 職員
- 2 勤務場所 宇城広域連合 係 ()
- 3 職務内容 業務
- 4 雇用期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 5 勤務日 毎週月曜日から金曜日までの5日
- 6 勤務時間 午前 時 分から 午後 時 分まで
(休憩=12時00分から13時00分までの60分間)
- 7 年次有給休暇 規程第16条の規定による。
- 8 報 酬 日 額 円
月・年額 円
- 9 費用弁償 費用弁償額は、常勤職員の旅費の額とする。
- 10 手 当 等 報酬、費用弁償以外の手当は、一切支給しない。
- 11 その他の任用条件
 - ① 規程第6条各号のいずれかに該当するときは、解雇することができる。
 - ② 任用期間終了において、新たに任用通知がない限り、任用の更新はしない。
 - ③ 宇城広域連合の職員任用においていかなる優先権を与えるものではない。

様式第3号 (第4条関係)

承 諾 書

この度、非常勤職員任用通知書により示された勤務条件等のもとに、宇城広域連合非常勤職員として任用されることについては、これを承諾し、誠実かつ公正に職務を執行いたします。

年 月 日

氏 名

Ⓔ

宇城広域連合長

様